

保健師だより

あなたの健康を支えます!!

◆◆ 予防接種はお済みですか? ◆◆

「麻しん風しん混合ワクチン」及び「高齢者肺炎球菌ワクチン」は、接種費用の助成対象期限が3月31日までとなっています。今年度接種対象となる方で、まだ接種が済んでいない方は早めに受けるようにしてください。なお、予診票が見当たらない場合、お子様の場合には母子健康手帳をお持ちの上、健康環境課で手続きをお願いします。

予防接種名	今年度対象者
麻しん風しん混合ワクチン（Ⅱ期）	H27.4.2～H28.4.1 生まれ（現在、年長児のお子様）
高齢者肺炎球菌ワクチン	今年度中に65・70・75・80・85・90・95・100歳を迎える方でこれまで一度も高齢者肺炎球菌ワクチン接種を受けたことがない方

◆◆ インフルエンザワクチン接種費用の一部を助成します ◆◆

町では、満1歳～18歳（高校3年生相当）以下の子どもと妊婦について、インフルエンザワクチン接種費用の一部助成を実施しています。

助成対象期間は2月28日まで、指定の医療機関以外で接種を受けた方の交付金申請期限は3月18日までです。申請がまだ済んでいない方は、忘れずに手続きをしてください。

●問い合わせ先 健康環境課 保健師 ☎62-2115

◎自家消費野菜等食品放射能測定結果について

12月に実施された町内産の自家消費食品放射能検査の結果は、右表のとおりです。国の暫定基準値100ベクレル/kgを超える数値が検出された食品は、0件でした。また、井戸水の検査実施はありませんでした。

なお、検査に出される際には、正確な判定を行うため、食材500グラム以上が必要となります。付いた土（泥）などを洗い流し、食べられない部分ではできるだけ取り除いた水分などを含んでいない調理前の材料をご持参ください。

※材料の量や状態などで正確な判定ができない場合や町外産の食材を持参された場合は、参考測定扱いとしての結果報告となりますのでご承知願います。

食品名	件数	検出件数	食品名	件数	検出件数
キウイフルーツ	1	0	白菜	1	0
ごぼう	1	0	かぶ	1	0
にんじん	1	0	さつまいも	1	0
青大豆	1	0	大根	1	0
里芋	1	0	芋がら	1	0
			合計	10	0

●問い合わせ先 簡易放射能測定センター（勤労青少年ホーム内）☎62-2444

広 告

「広報かがみいし」
広告掲載者募集

- 掲載位置 町が指定した位置
- 掲載料金 下一段 1万円
半分 5千円（このサイズ）
- 問い合わせ先 総務課広報担当 ☎62-2111

鏡石まちの駅
かんかんてらす

鏡石町中央 245 番地
☎0248-94-8110
（営業時間9時～19時）
定休日：毎週第2火曜日
※営業時間は変更する場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）について

新型コロナウイルス感染症の影響で、様々な困難に直面した方が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円の給付を行います。

【給付の対象者】

①住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で鏡石町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（生活保護受給者を含む）。ただし、住民税が課税されている他の親族等に世帯全員が扶養されている場合を除く。

②家計急変世帯

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯
- ・令和3年1月以降～令和4年9月までの任意の1か月の収入を12倍し、合計額が非課税相当になる場合

≪住民税非課税となる年間給与収入の目安≫

- ・単身の場合：93万円以下
- ・子（1人）を扶養：137万8000円以下
- ・子（2人）を扶養：165万8000円以下

【申請方法】

①住民税非課税世帯

対象となる世帯には町から確認書をお送りします（2月中予定）。確認書には令和2年度特別定額給付金の支給口座を記載しますので、口座番号等に変更がないか確認し、確認書を返送してください。

②家計急変世帯

世帯全員の収入が分かる資料などの必要書類を用意の上、福祉子ども課に申請してください。申請の際は事前にお電話でご相談ください。申請の受付開始は2月中を予定しています。

【受給者（申請者）】

本給付金の受給権者は、上記支給対象世帯の世帯主となります。



【給付時期】

3月から支給開始できるよう準備を進めています。

【問い合わせ】

- ①内閣府コールセンター（制度について）☎0120-526-145 9時～20時 ※土日祝日も対応
- ②福祉子ども課（給付金の申請等について）☎62-2210 ※平日のみ

水稻農家支援特別給付金（米10kgあたり100円）について

町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた水稻農家の経営継続支援として、令和3年産の主食用米に対し、10kgあたり100円の補助を行います。

給付金については、町内に住所を有し、今後も農業を継続する水稻農家の方が支給対象となります（消費者に直接販売したり、小売店に委託販売した数量は除きます）。

給付金の支給を希望される方は、産業課まで申請してください。郵送による申請も可能です。申請書は町ホームページからもダウンロードできます。

●申請に必要なもの

- ①交付申請書兼請求書 ②米穀業者等に出荷したことが分かる伝票の写し ③通帳の写し ④印鑑

●申請期間

2月28日(月)までの平日8時30分～17時 ※2月27日(日)午前中は役場にて受付を行います。

●問い合わせ先 産業課 ☎62-2118